**事業所名：**

人員基準チェックリスト（訪問看護・介護予防訪問看護）

|  |
| --- |
| **＜１　病院又は診療所以外の事業所（訪問看護ステーションの場合）＞** |
| 区分 | 基準及び確認（空欄には必要事項を記入し、基準確認後は□にレ点を記入） |
| 従業者 | 看護職員 | □　保健師、看護師又は准看護師を常勤換算で２.５人以上配置している・　常勤換算は、当該従事者の勤務延時間数により換算してください・　勤務延時間数には、出張所等における勤務延時間数も含めます※勤務間延時間数は、前月の実績時間数で作成してください・　勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員の勤務延時間数は、前年度の週あたりの平均稼動時間（サービス提供時間＋移動時間）で算定してください＜常勤換算式＞従業者の勤務延時間数時間常勤換算人常勤従事者の勤務時間数時間　　　　　　　　　　　　÷　　　　　　　　　　　　＝　　　　　　　　　　　　　　　　　(例)（４週　計520ｈ）　　（週40ｈ×４週＝160ｈ）　（3.25→3.2人）□　うち1人は常勤 |
| 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | □　実情に応じた適当数を配置しているか（配置していないことも可能です） |
| 管理者 | □　常勤か□　専従か（次の場合の兼務を除く）□　兼務する場合は次の場合か（管理上支障がない場合に限る）　　□　当該事業所の看護職員の職務　　□　健康保険上の指定訪問看護ステーションとしての管理者又は看護職員* 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者として従事する場合（当該指定訪問看護ステーションの利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じない場合に限る）

　・兼務する事業所について（名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　（所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　（兼務する職務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　※介護保険事業以外の職務の場合も記載すること□　保健師又は看護師（准看護師は不可）である□　保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当していない□　必要な知識及び技能を有している* 医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験がある
* 管理者としての資質を確保するため、関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい
 |

|  |
| --- |
| **＜２　病院・診療所の場合＞** |
| 区分 | 基準及び確認（基準を満たしている場合は□にレ点を記入） |
| 従業者 | 看護職員 | □　保健師、看護師又は准看護師を適当数配置している |